

市有水路における地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に規定する 使用許可手続等に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、行政財産として管理される市有水路（建設局所管）の地方自治第 238 条の 4 第 7 項に規定する使用許可（以下「目的外使用許可」という。）に必要な事項を定めることにより、水路等の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図りもって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、市有水路とは、建設局が所管する行政財産であって河川法の適用又は準用を受けない公共の用又は特定かつ多数の者の利用に供する水流及び水面並びにその敷地（下水道法の適用を受ける下水道を除く。）で京都市水路等管理条例（以下「条例」という。）の規定による水路等の指定を受けないものをいい、水路等管理施設を含むものとする。

(使用許可基準等)

- 第 3 条 京都市公有財産規則第 18 条に規定する使用許可の基準については、条例第 11 条の規定に該当する場合に限り適用するものとする。
- 2 この要綱による市有水路の目的外使用許可については、京都市公有財産規則第 44 条ただし書の規定に基づき、行財政局資産活用推進室資産管理課長への合議は要しないものとする。
- 3 使用許可の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。
- (1) 土石の採取 1 年以内
 - (2) その他 5 年以内

(使用料)

- 第 4 条 市有水路に係る使用料については、条例第 13 条に基づき算定するものとする。
- 2 京都市公有財産及び物品条例第 2 条第 4 項の規定による使用料の減免については、条例第 15 条の規定に該当する場合に限り適用するものとする。

(保証人)

第 5 条 市有水路の目的外使用許可に係る保証人については、立てることを要しないものとして取り扱う。

(許可条件)

第6条 市有水路の許可条件については、行財政局が定める様式の記載に加え、次の各号の規定を附款するものとする。

- (1) 工事の着手又は完了に際しては、所轄の土木事務所長にあらかじめ届け出て、その指示又は検査を受けること
- (2) 許可期間中は、その場所に許可年月日、許可番号、目的、面積、期間、住所及び氏名を示す表示板を設置すること。
- (3) 許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、速やかに所轄の土木事務所長に届け出てその指示を受けること。
なお、この場合における原状回復等に要する費用等は許可を受けた者の負担とする
- (4) 流水の阻害又は他の者の排水等について妨害をしてはならない。
- (5) 使用許可財産が、条例に基づく水路等と指定されたときは、本許可を占有許可とみなすものとし、以後適用は、条例の規定するところによるものとする。

(補則)

第7条 この要綱の施行に必要な事項については、建設局及び行財政局が協議のうえ、その都度、これを定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 建設局所管の市有水路等に係る使用料の取扱いに関する要綱（平成17年3月16日決定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。